

令和4年3月定例会

河合町議会会議録

令和4年3月24日 開会

河合町議会

令和4年第1回(3月)河合町議会定例会会議録目次

第5号(3月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○欠席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○委員長報告	5
○議案第32号、議案第34号、請願第1号の委員長報告、討論、採決	6
○議案第3号、議案第18号の委員長報告、討論、採決	12
○議案第2号、議案第12号、議案第22号、議案第23号の委員長報告、討論、採決	15
○議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の委員長報告、討論、採決	19
○議員発議第1号の上程、説明、討論、採決	31
○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決	32
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決	33
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決	35
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	37
○署名議員	38

令和4年3月24日（木曜日）

（第5号）

令和4年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第5号)

令和4年3月24日(金)午前10時00分開会

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 令和3年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第2 | 議案第13号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第14号 | 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第15号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
(令和3年度河合町一般会計補正予算) |
| 日程第5 | 議案第16号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第17号 | 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第19号 | 河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第21号 | 奈良県広域消防組合同規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第3号 | 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第18号 | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第2号 | 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 河合町森林環境基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第22号 | 河合町道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第23号 | 河合町道路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第4号 | 令和4年度河合町一般会計予算について(別冊) |
| 日程第16 | 議案第5号 | 令和4年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊) |
| 日程第17 | 議案第6号 | 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊) |
| 日程第18 | 議案第7号 | 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊) |
| 日程第19 | 議案第8号 | 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊) |
| 日程第20 | 議案第9号 | 令和4年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊) |
| 日程第21 | 議案第10号 | 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について(別冊) |
| 日程第22 | 議案第11号 | 令和4年度河合町水道事業会計予算について(別冊) |
| 日程第23 | 議員発議第1号 | 河合町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議員発議第2号 | 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書 |
| 日程第25 | 議員発議第3号 | 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書 |
| 日程第26 | 議員発議第4号 | ロシアのウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し、唯一の戦争被爆国としての役割を求める意見書 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番 森 光 祐 介	2 番 常 盤 繁 範
3 番 梅 野 美智代	4 番 佐 藤 利 治
5 番 中 山 義 英	6 番 坂 本 博 道
7 番 長谷川 伸 一	8 番 杵 本 光 清
9 番 大 西 孝 幸	10 番 馬 場 千恵子
11 番 岡 田 康 則	12 番 西 村 潔
13 番 谷 本 昌 弘	

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人	副 町 長 田 中 敏 彦
教 育 長 清 原 正 泰	参 事 横 山 泰 典
企 画 部 長 森 嶋 雅 也	総 務 部 長 上 村 卓 也
福 祉 部 長 浮 島 龍 幸	環 境 部 長 石 田 英 毅
ま ち づ く り 推 進 部 長 福 辻 照 弘	教 育 委 員 会 参 事 山 本 剛
総 務 部 次 長 小 野 雄 一 郎	広 報 広 聴 課 長 桐 原 麻 以 子
財 政 課 長 新 井 俊 洋	

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長心得 高根 亜紀 主 事 平井 貴之

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（梅野美智代） だいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので令和4年第1回定例会を再開いたします。本日の定例会最終日におきましても、飛沫感染防止のため、各委員会報告及び質疑、答弁、討論の際は着席のままでの対応をお願いします。ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より報告願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第1号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第21号の8案件。

厚生常任委員会で審議されました議案第3号、議案第18号、2案件。

経済建設常任委員会で審議されました議案第2号、議案第12号、議案第22号、議案第23号の4案件。

予算審査特別委員会で審議されました議案第4号から第11号の8案件。

また、議員発議第1号、本日上程されました、3案件第2号、第3号、第4号を上程され

ました。また、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

◎議案第32号、議案第34号、請願第1号の委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第1、議案第1号、日程第2、議案第13号、日程第3、議案第14号、日程第4、議案第15号、日程第5、議案第16号、日程第6、議案第17号、日程第7、議案第19号、日程第8、議案第21号を総務常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第1号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第19号、第21号について、3月10日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第1号 令和3年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

土地改良事業費のため池耐震改修計画の場所について質問があり、佐味田地区との答弁がありました。また、都市計画総務費で大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画の場所についての質問には、町内全域で12箇所との答弁がありました。歳入につきましては、地方交付税と臨時財政対策債が再算定になった理由について質疑があり、地方交付税については1億2,988万7,000円の増額補正を行ったが、これは国の収入増加に伴い地方交付税の法定率分が増加し、地方に配分することになり追加算定が行われ交付となった。この内容として

は、臨時経済対策費、また、臨時財政対策債償還基金費などという形で、増額された。そして、この交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債の元利償還に対して、交付税措置がされないことになる7,805万2,000円について、臨時財政対策債を減額して発行することにしたとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け質疑を行いました。育児休業の取得をしやすい体制の構築を図っていくように考えていることはあるのかとの質疑があり、円滑な導入には、周辺環境の整備や、上司や同僚の理解が必要の為、まず管理者向けの職員研修を考えている。また、育児休業取得が義務であるように思えるような普及を目指していきたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第14号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第19号 河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け質疑を行いました。災害、捜索活動の出動報酬が1回4,000円の根拠と報酬金額について消防団はどのように受け止めているかとの質疑があり、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律をもとに、消防団の報酬等の基準が定められており、消防庁の長官の助言では年額報酬は3万6,500円。出動報酬については7,000円から8,000円にと処遇改善をするようになっているが、消防団としては、ボランティア精神のもと、報酬を上げるよりも、設備の充実を図って欲しいという強い要望があり、再編検討委員会で、年額報酬についてはそのまま、出動報酬については2,000円であったが過酷な業務でもある為4,000円とした。消防団への打診については、検討委員会から消防団へ、この結果を下ろしているの、了承してもらっているとの答弁がありました。

その他、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第21号 奈良県広域消防組合規約の変更については、理事者より説明を受け審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論いたします。今回の補正予算はコロナワクチン接種等必要な事業への補正予算を含んでいます。しかし、全体としては本体予算の不用額等の調整や、また繰越事業に関するものなど本体予算の執行に係わる補正となっております。今回、当初予算に反対したという経緯、そしてまた道路メンテナンス事業など年度内に執行できず繰越事業や不用額などより予算に基づく運営の精度を上げる必要があることなど指摘をして、今回の補正予算には反対とさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 次に、本案に対する賛成者の発言はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論させていただきます。令和3年度予算措置されています個別外部監査費用200万、都市計画関連で特定補充区域に係る費用約340万、体育施設整備工事費総合スポーツ公園テニスコート改修費として計上しております400万円。これらの予算がほぼ全額に近い金額が執行されておられません。不用の状態でございます。これを鑑みて会計処理財政運営の正当性を重視してくださり、適切な会計処理されることを強く望み反対といたします。

○議長（梅野美智代） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 反対討論は他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第1号 令和3年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第14号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） はい、馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、反対討論をさせていただきます。今回の改正については人事院勧告に基づくものとはいえ、この間コロナ対応で奮闘している職員の期末手当に関するものであることから反対したいと思います。

○議長（梅野美智代） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） それでは、反対者の発言は他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第16号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第17号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第19号 河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改

正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第21号 奈良県広域消防組合理約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長(梅野美智代) 日程第9、議案第3号、日程第10、議案第18号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡田康則厚生常任委員長より報告を求めます。

○11番(岡田康則) はい、議長。

○議長(梅野美智代) 岡田議員。

○11番(岡田康則) 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、第18号について3月14日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、施設介護サービス給付費、増額の要因はとの質疑があり、在宅では過ごす事が難しくなり、特別養護老人ホームの利用者が増加したとの答弁がありました。また、通所介護費の減額について質疑があり、生活機能が低下している高齢者に対して専門職による短期

集中型のリハビリテーション事業をリハビリテーションの事業所1ヶ所に委託する予算を組んでいたが、コロナ禍の為で中止となったとの答弁がありました。

歳入では、普通徴収保険料の単価が高いのではとの質疑があり、一般的には18万以上の年金がある方は特別徴収という決まりがあるが、年金から引く額が一定以上の金額になると年金から引けなくなる。そういう場合は特別徴収と普通徴収と併せて納付するとの答弁がありました。

その他、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。改正になって金額がいくらになるかとの質疑があり、現行は均等割、所得割、平等割を併せて、11万339円が11万7,615円となる。国保税を支払うにあたり、回数を増やして払いやすくする必要があるのではとの質疑があり、現在10期払が4団体、9期払が6団体、河合町と同様の8期払が29団体となっている。今後、県が納期の方も県統一化に向けての動きが出てくると思うので県の動向を見据えて考えていきたいとの答弁がありました。

その他、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することになりました。以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第3号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、議案第18号について反対討論したいと思います。今回の改正は、国民健康保険税の県統一化に向けての値上げによるもので、河合町では値上げをしなくても国保基金で対応できると思うが、県の方針に基づくものと思われる。町として独自性を発揮して税の権限を凶るべきと思います。なお、同条改正の中で未就学児の均等割軽減については、一步前進だと思う。しかし、今回の条例に含まれてることから全体として認めがたく反対といたします。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第18号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第2号、議案第12号、議案第22号、議案第23号の委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第11、議案第2号、日程第12、議案第12号、日程第13、議案第22号、日程第14号、議案第23号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、坂本博道経済建設常任委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 梅野委員長。

○6番（坂本博道） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第2号、第12号、第22号、第23号について、3月10日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第2号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。まず、歳出では、大和川上流流域下水道事業市町村負担金143万7,000円の減額理由について質疑があり、河合町は、流域下水道で汚水を負担処理しており流域建設負担額が確定したので減額したとの答弁がありました。また、下水道ストックマネジメント計画策定等の1,560万円の内訳について質疑があり、下水道施設の長寿命化を図るためのストックマネジメント計画策定及び定期点検を実施した際に、不具合な箇所が発生したので、高塚台、広瀬台、久美ヶ丘地区において216mのTVカメラ調査を実施するとの答弁がありました。また、歳入では下水道会計での公債残高と町債の返済年数について質疑があり、令和2年度決算時で約41億円の起債残高で町債返済は5年据え置きで25年償還で合計30年との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第12号 河合町森林環境基金条例の制定については理事者より説明を受け、質疑を行いました。他の自治体は平成31年の3月ぐらいに条例化されてるが、河合町の場合、令和4年3月で条例の施行日となるとした理由は、今まで剰余金が出なかったのが基金に積み立てる必要がなかったのがこの条例を作らなかったという解釈でいいのか、またこの基金の使途についての質疑がありました。令和元年度からの譲与税は使途が決まっていたが、今後は譲与税に関しましても、年々上がっていくということもあり、単年度では賄えないということで基金に積み立てていこうとなった。また、今後の使途については、学校等の机、椅子等。公園整備でベンチ等。また、旧第3小学校跡地での利活用を考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第22号 河合町道路線の認定については理事者より説明を受け、質疑を行いました。開発の完了検査を実施してからもっと早い段階で、町道認定できるようルール作りが必要ではとの質疑があり、改善に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第23号 河合町道路線の認定については理事者より説明を受け、質疑を行いました。県道から町道へ移管を受ける前に、道路や防護柵の損傷箇所を県に修繕してもらってから移管を受けるべきではとの質疑があり、道路舗装等については奈良県より修繕すると確約をいただいたとの答弁がありました。

また、橋も併せて移管となると、管理が大変だが河合町で管理していかないといけないのかとの質疑があり、奈良県により平成28年度に耐震改修工事が完了しており、今後は町で管理していくとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。昨年度に続き長寿命化事業前倒しで補正をし、次年度に繰り越すという内容になっております。より有利とのことでありましたが、年度としては一般会計からの繰出の増加要因ともなります。長寿命化計画の見直し、年度予算の管理のありかたとして、慎重にただすべきではないかということ指摘をして反対とさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第2号 令和3年度河合町下水道事業特別会計補正予算については委員長報

告のとり可決されました。

議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。

着席してください。

よって、議案第12号 河合町森林環境基金条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○5番(中山義英) 討論。

○議長(梅野美智代) 反対討論ですか。

○5番(中山義英) 賛成。

○議長(梅野美智代) 反対討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(梅野美智代) それでは賛成討論を許可します。

○5番(中山義英) はい。

○議長(梅野美智代) 中山議員。

○5番(中山義英) 委員長報告もありましたように河合町のルール作り、今までがたぶんそうだったと思うんですけども、開発によって町道認定する場合これは当然、都市計画法上の帰属ということで開発完了検査の前後で当然、事業主から所有権移転承諾書が河合町に提出されます。開発完了検査を持って所有権移転承諾書共に町道認定いわゆる所有権移転するわけなんですけども、あまりにして河合町が所有権承諾書持ってこられてから町道認定するまでの間、時間がかかりすぎている。これ最悪の場合、所有権移転届けするまでの間に事故が起こったら誰が責任とるねんと。事業主は既に所有権承諾書を河合町に持って来られてる、

最悪の場合、事業主が倒産する場合があります。そういうこともあるんで早急にまちづくり推進課の中できちっとしたルールづくり、持ってきたら何日以内に所有権移転するかというルール作りを決めとかなないと最悪のトラブルが発生する可能性があるので今後、必ずルールを作ってそういうことをきちっとやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第22号 河合町道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。議案第23号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第23号 河合町道路線の認定については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の委員長報告、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第15、議案第4号、日程第16、議案第5号、日程第17、議案第6号、日程第18号、議案第7号、日程第19、議案第8号、日程第20、議案第9号、日程第21、議案第10号、日程第22、議案第11号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、坂本博道予算審査特別委員長より報告を願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 去る3月7日の本会議において当委員会に付託されました議案第4号から議案第11号までの8議案について、3月15日、16日及び17日の3日間委員会を開会しましたので、その結果並びに主な内容について報告します。

議案第4号 令和4年度河合町一般会計予算については、予算書と一般会計・特別会計予算案の概要により、歳出から款項別に審議を行い、歳入についても款項別に審議しました。審議に先立ち町長から、令和4年度の全体的な施策概要などの説明がありました。総務費では、定年延長に伴う例規整備業務委託の概要について質疑があり、国家公務員の定年と同様に令和5年から2年に1歳ずつ段階的に、引き上げられることに踏まえ、地方公務員法が改正されその中で、様々な勤務形態が可能であるといったことの情報提供を早期に努め、それらに対応すべく、外部の専門業者に委託する業務との答弁がありました。

会計年度任用職員の人数について確認がありました。リーガロイヤルの導入状況と顧問弁護士について質疑がありました。

また、ふるさと納税に黒豆の河合ブラックを返礼品としていれるのかという質疑があり、加工品、製品化することを目指しており町内販路の開拓とあわせ、返礼品として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

その他、防犯電話補助事業について、自治体DX推進費の詳細について、すこやか育児サポートは誰が訪問するのか、都市計画情報等窓口閲覧環境整備委託の詳細について、35人学級となったが各校の実態についてなどについても審議されました。個別外部監査委託料について、実際に実施するのか明確にすべきとの質疑あり、予算確保しておき必要性があれば実施するとの答弁がありました。

民生費では、老人クラブ活動費で研修旅行補助費について質疑がありました。認定こども園の通園バス運行経路について質疑があり、乗車希望者の調査をし、時間の調整等を図った。またアンケートも実施した。バス運行委託は3年契約の為、令和4年度に、今後どうしてい

くかの検討を図っていくとの答弁がありました。

衛生費では、資源選別センター経費の使用料及び賃借料の大きな減額の理由について質疑があり、圧縮梱包機の機械の減価償却期間が超過するという事でリース部分と、メンテナンス部分とに分け、メンテナンス費用の478万2,000円のみとなったとの答弁がありました。

清掃工場整備費について、計画的な整備、令和3年度事業との関係について質疑ありました。農林省商工費では水田台帳データ移行委託について、土木費では公園施設長寿命化計画に伴う公園遊具取り入れ計画について、大城橋冠水通報システムの更新についてなど質疑がありました。

消防費では防災無線のフリーダイヤル化について、教育費についてはスクールカウンセラーの体制について、文化財保護費の調査研究委託内容について、購入予定の図書内容についてなど審議されました。

各調書については、債務負担行為の庁舎空調機リースの内容等について審議されました。

歳入では、固定資産税にかかる家屋の増額要因と土地の減額要因、雑入の内容、ふるさと納税使途、財産収入で財産売却収入の項がなくなっていること、などについて審議されました。審議の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第5号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。一般被保険者療養給付費の算定方法について、出産一時金の対象人数について、人間ドックや脳ドックの助成対象件数、またこれらの周知の方法について審議されました。特定健診のインセンティブ事業について質疑がありました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第6号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。一部事務組合からの脱退の考えは無いかとの質疑に対し、令和6年に解散が決まっているためそれまでは加入する。歳入ではそれぞれの返戻金の件数及び金額について審議されました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第7号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。下水道使用料の徴収業務委託先について、公営企業化システム導入の理由、ストックマネジメント事業にかかる工事内容について審議されました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第8号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。貸付総件数について質疑があり10件との答弁がありまし

た。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第9号 令和4年度河合町介護保険特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。認定調査員の人数と認定数について、在宅医療・介護連携推進事業費の計上方法と使用方法について審議されました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第10号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第11号 令和4年度河合町水道事業会計予算については、収益的収支、資本的収支及びその他の項目にて審議を行いました。漏水調査の方法について、有収率について、企業債については残高、2事業の目的、スケジュールについて審議されました。県の広域化に借金を増やして参加することになるのかとの質疑に、財産と考えているとの答弁がありました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案第4号から議案第11号までの主な審議内容について報告を終わります。

○議長（梅野美智代） 議案第4号について討論を省略して採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「討論」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議がありますので、これより討論に入ります。まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 年度当初予算は清原町政の今年度の政治方針の性質のもので、それへの態度は基本的に全ておまかせするかどうかとなります。その上で、教育の分野で国の制度を先行して小学校6年まで支援学級の生徒も含め、また教員体制確保を行い35人学校制度として継続する取り組みはコロナ補助金を活用するとはいえ評価したいと思っております。しかし、全体としては暮らし医療、介護、子育て、安全など財政状況の厳しさがあるとはいえ住民の中に反映して国、県の制度も不十分、悪い分も越えるものとはなっておりません。また、財政の健全化についても必要な住民サービスを維持しながらと言いつつも新しい健全化方針で町民プールの閉鎖の継続、公共施設の閉鎖方向での検討方向となっております。また、一部の借金返済を先送りをしたままでの財政運営となっております。個別的には、個別外部

監査について実行するかどうか不明瞭なままの予算化しておったり、また団体補助金での問題点も抱えたままで、そしてデータ化も住民のプライバシー保護など十分保証されないまま進められようとしています。また、県の広域化方針を前提としては事業運営となっております。これらにより当初予算としてすべて任せることは出来ずなお、国、県以外でなく安心して住み続ける河合町づくりのために、そして住民の立場に立ちながら財政の健全化を進める点でもこの令和4年度の一般会計当初予算には認めがたく反対をします。なお、当初予算に反対という意味では年度途中の補正予算については運営上実務的な補正が必要な場合等は、当初予算に反対したからといって個別的に判断するという事も申し添えておきたいと思います。

○議長（梅野美智代） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

○12番（西村潔） 議長。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村潔） さる予算審査特別委員会の過程のなかでね、予算上の計上する過程で財政健全化の取り組み姿勢についてですねどうも厳しさがかけているんじゃないかなと、そういうふう感じたわけですね。要するに健全化目標の歩留まりが100%にいてない。こういうふうなくつかの項目があったわけですね。そういうことで私はこの予算審査特別委員会で賛成できないということで判断させてもらったわけです。そこでですね改めて予算書を見直したんですね。これらの項目の額とか内容についてですね、検討した結果ね。予算の全体の中から見て非常にわずかであるということと、これをもってですね例えば予算を否決した場合、例えば新規事業とかあるいは重要な施策の遂行にですね支障が出るのではないかと危惧したわけですね。また、過去に指摘したこと一部改善が見られているということもありましてですね、これらを考慮して本会議において一部、一般会計予算を賛成するというように決めました。それから一つ、賛成しがたい項目についてはですね、執行する上で一部ですね再考していただきたいとそのようにお願いいたします。以上です。

○議長（梅野美智代） 次に本案に対する反対者の発言を許します。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論をさせていただきます。今回、12月に議会に説明ありました県との財政健全化計画改訂版の内容をよく精査し、今回の当初予算の内容を私なりに分析させていただきました。まず、人件費につきまして県との協議の結果、初年度令和4年度は14億3,300万円との計画になっております。現在、この当初予算の数字から見ますと特別職1

億3,135万7,000円、総括として職員さんと会計年度の職員の手当給与等含めまして13億8,827万2,000円、合計15億1,962万9,000円となっております。このうち、会計年度任用職員は本年度は2億5,940万3,000円となっております。前年度令和3年度まだ決算は出ておりませんが、令和3年度は会計年度任用職員は2億1,243万4,000円となっております。本年度令和4年度にあたり増額は4,696万9,000円となっております。一番経常経費の中でウエイトの高い人件費をある程度圧縮、縮減することが近々の課題と私は認識しております。このような点からもう一度財政の方の面から会計年度職員、正職員数の人件費をもっと厳密に精査していただいて予算を計上していただくことを願います。また、歳出の個々の事業におきましては令和2年度、3年度の予算委員会でも口酸っぱくいろんな点について改善を申し立てました。そのうち一部改善をしている面はありますが、殆どの事業が業者ありきのような感じを受ける事業の歳出がかなりございます。その点も含まれてもう一度よく考えていただきたいと思い、反対をいたします。

○議長（梅野美智代） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 原案に対して賛成をさせていただきます。予算審査においてですね、計上されている予算の金額またその内容について不明瞭な執行に対してしっかりと具体性の無い返答がありましたので、当初はですね、私の方としましては反対しようかなというところではあったんですが、その3日間にわたる審査の際にですね、いろいろな内容を議員の方でさせていただきました。それにお答えいただく形でですね、具体的に言いますと個別外部監査のですね、具体的な実行の時期それとおおよその内容、それとスクールカウンセラー事業とですねリーガルサポート事業こちらのほうですね合わせるような形で教育現場に対しての問題点がですね改善またサポートそういった体制を行うというものをですね、予算審査特別委員会の委員長の許しを得ていろいろあったと思うんですが、予算審査の再議後の際ですね町長の言葉としてしっかりとお話しいただきましたので、賛成という形で表明させていただきます。なおですね、1点申し上げておきたいんですけども、町長の言葉として1つ1つの言葉が市政を表す発信になります。その意味合いにおいてですね、お話の内容の言葉の使い方その部分に関しましては、出来れば大事な部分に関しましてはですね多くの言葉、理由の言葉を羅列するその上でこうしますということではなく、出来ればやるべき事をまず表明されてその後に理由を述べる、そういった言葉の使い方も発進力に繋がると思いますのでご検

討ただければと思います。以上です。

○議長（梅野美智代） 他に本案に対する反対者の発言を許します。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 一応、本案について反対の立場で、と言いますのは確かに予算で町長が言われてるように人の命を守るために内水対策事業、こういった事業はほんまにもう優先的に進めていかなければいけないということは重々これは理解してるんですけども、個別外部監査これは令和2年度、3年度においても一切実行されてません。だからやはり、使用料とか税は公平性、これがなければ誰も支払うことは無いと思うんです。その監査を再三お願いしてるにもかかわらず、令和2年度、3年度と何も実行されてない。私としては、河合町のつくる予算は架空の計上かなと。あくまで行政側としては予算をつくる、決まった、実行していくのが行政の役割じゃないのかなというふうに思っております。だから、そういうことが今までされなかったの、それと併せて顧問弁護士これにつきましては昨年の9月に一般質問の中で一応、投げかけはしてます。今リーガルサポーターズ制度がかなりの頻度で利用されてる、それで伴ってリスクの拡大も防げてる中で、果たして年間委託契約しながら年間で3件ですか平均して。その3件しかない顧問弁護士の委託契約が果たして必要なのかどうか。それを昨年の9月に一般質問して半年以上経つのに何ら予算でそのへんを検討されることもなかった。それと、あと職員の時間外これについては職場の業務の重さを考えずに一律にしてる。やはりその中でサービス残業も発生してるのかなと。そういったこともやはり見直ししていただきたい、ということで今回の令和4年度の予算には反対します。

○議長（梅野美智代） 他に本案に対する賛成者の発言を許します。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 私は、賛成の立場でお話しします。令和4年度一般会計予算案について未だに終息が見えない新型コロナウイルス関係の予算も盛り込まれています。また、内水対策についても地域の住民の方からは署名をいただき県に陳情に行くその書類の中でですね、議員の皆さんにも賛同といいますか、そういう署名をいただいております。そういう動きの中で今回、第一歩となる内水対策事業の予算が組込まれています。それと、住民の方々の安全を確保するといいますか、そういう関係、公共施設の統合といいますかそのへんの部分でも予算が盛り込まれています。また、先日の予算特別委員会の中でもいろんな意見が出て

おりました。その意見の中で私も同感する部分の意見もありました。よって、予算に組み込まれていますが、執行しないという選択も一つです。経費削減を含めた契約の見直し、内容そのへんも見直す余地があるのかなと私はその時感じました。そういうこともありますけれどもこの当初予算というのは住民の方々に直接関係しますし、また特別会計にも影響します。そういうところもありますので、私は総合的に判断して賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する…。

（「討論終結」と発言する者あり）

○議長（梅野美智代） 失礼しました。討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。従いまして、原案について採決します。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 同数であります。

着席してください。

可否同数であります。よって議長が採決いたします。

今議会の冒頭で清原町長は住民の命を守ることを第一に考えた予算ということを表明されました。それを受け政府予算に合わせたコロナ対策予算、内水面对策予算、体育館、公民館などを一日も早く第三小学校跡地に移設する予算など、令和4年度予算は前向きな姿勢が表われていると私は考えます。この予算を執行するに当たり町長は予算特別委員会において反対議決されたことを深く受け止めると共に今議会において時間をかけ議論した事項を十分に頭に入れて配慮して執行されることを願い、賛成といたします。

○議長（梅野美智代） よって、議案第4号 令和4年度河合町一般会計予算については可決しました。

議案第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」という者あり）

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。今回の予算は令和4年度の国保税の引き上げと、そして令和6年の県単位化に向け更に保険料を引き上げることを前提にした予算となっております。住民の命と健康を守るセーフティネットとして、県が求める納付金を納めながらも3億円余りある財政調整基金も活用して、そして子どもの均等割免除など保険者としての施策の反映した予算として欲しく当初予算としては認めがたく、反対させていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第5号 令和4年度河合町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、議案第6号について反対討論したいと思います。この事業については回収組合が貸付の回収を行っています。回収された金額が組合に支払ってる金額よりも少なくなった時点でどのようにするのか。また町としての借金の返済は終了しましたが個人の貸付は約7,000万円残っている分について今後どのようにするのか。そして、令

和6年には回収組合が解散するとなっています。尚更、明確な方針をもって対応すべきと思われることから、反対といたします。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第6号 令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」という者あり）

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。この予算は住民生活にとって大変重要な予算ではあります。しかし、長寿命化計画の見直しで投資やまた一般会計の繰入のやり方など再検討する必要があるのではないかということがこの間指摘をしてきましたが、当初予算につきましてはそのことも改めて指摘をして反対とさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので討論を終結します。

これより、議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第7号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより、議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。

着席してください。

よって、議案第8号 令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」という者あり）

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。現在、介護保険事業8計画で基金も活用して3年間のスパンで介護保険料を引上げていないということについては評価したいと思います。しかし、介護保険制度としては来年度はリハビリに関して医療か介護保険へ更に総合事業へと保険外しが進んでいっております。また、在宅医療、介護連携推進事業などマンネリと予算計上も継続しております。20年を過ぎた介護保険制度の問題点、また介護保険外しや負担増、生活援助へのしぼりなど基本的にはそのまま進める予算であり当初予算としては認めがたく反対をさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長（梅野美智代） ないようですので討論を終結します。

これより、議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第9号 令和4年度河合町介護保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○10番（馬場千恵子） 反対討論。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、議案第10号について反対討論をしたいと思います。後期高齢者医療制度は平成20年4月、2008年に導入されてから14年が経過しています。75歳以上の高齢者を別枠にして広域連合で運営され後期高齢者の健康の自己負担軽減もなく高齢者に負担を強いています。また、75歳以上の医療費窓口負担が1割から2割、現在1割負担の約20%になるなど高齢者の健康を守る上で多くの課題があります。また、特定健診の負担軽減も実施しようと、していないそういったことも含めまして前提とした予算であることから認めがたく反対といたします。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

(発言する者なし)

○議長（梅野美智代） ないようですので討論を終結します。

これより、議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第10号 令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論お願いします」という者あり)

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。これも住民にとって大変重要な予算です。

この間、県水一本化を実施をしましたが急速に今回借金を増やしながら配水池の整備進めております。しかし、町としての全体としてどうなるかという水道ビジョンがまだ明確でないと思います。広域化に向けて水道料金の値上げに繋がらないか、また借金返済はどのように影響してくるのか、管路の改修はどう進められるのか等々まだまだ不明な点があります。しっかりとした検討が必要であります。この広域化に向けたこと前提としては予算ということもあり、当初予算としては反対をさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長（梅野美智代） ないようですので討論を終結します。

これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第11号 令和4年度河合町水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

◎議員発議第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第23、議員発議第1号、河合町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お手元に配布の通り所定の賛成者があります。提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（梅野美智代） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 議案説明をさせていただきます。

議員発議第1号 河合町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、河合町特別職報酬等審議会条例第3条を次のように改正する案を提出いたします。改正理由等1、審議会の委員に学識者経験者を規定すべきと考えます。理由として条例中第3条委員の規定は昭和50年12月に本条例が制定されてから40年以上改正されていない。

特別職の報酬等については、社会、経済の動向、本町の財政状況、他町の特別職の報酬等の状況、住民感情など多角的な視点から検討する必要があるかつ、公平、中立的な観点から学識経験者の選任は、時代に沿った対応と考えるため。

2、審議会の委員には河合町の区域内の住民の規定を、区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとするに改正すべきと考える。

理由は河合町特別職報酬等審議会条例は、特別職の報酬等について昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知がベースになっていると思われれます。そして通知では、委員は区域内の公共的団体の代表者その他、住民のうちから任命するものとして通知されていましたが、河合町の条例では公共的団体等の代表者の規定が欠落しているため。

3、県内の市町では、学識経験者の規定は2市1町で、公共的団体等の代表者の規定を設けている市町は16市町、河合町と同様の規定になっているのは、平群町、安堵町、王寺町、河合町の4町だけと、圧倒的に公共的団体等の代表者の規定を設けている自治体が多いため。

4、委員数については幅広い意見を求める観点より、6名から8名が望ましいと考えます。

以上のことより、会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。令和4年3月4日奈良県北葛城郡河合町議会。以上です。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第1号に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議員発議第1号 河合町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、可決されました。

◎議員発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第24、議員発議第2号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは意見書を述べます。保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書。

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。コロナ禍への対応として、保育所等における密な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育をおこなうためにも、保育所の施設、職員配置基準の改善が急務である。小学校では、コロナ禍を受けて全学年で少人数学級化の実施が決まり、順次実施されている。2021年度、小学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの児童数は22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予想される。小学校よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準、子ども30人に保育士1人は70年以上も見直されず放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

また、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや

保護者と丁寧に関わることが求められており、保育士の専門性を高め保育をより充実させていくためにも、保育士不足の解消のためにも、配置基準や処遇の改善が課題である。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現させるよう、強く要望する。

1、国に対して、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月9日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。議員発議第2号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議員発議第2号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の抜本的な処遇改善を求める意見書は、可決されました。

◎議員発議第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第25、議員発議第3号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。提出者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることであ

りながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件にいたるまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪を勝ち取りました。また、2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。事件から60年をむかえた名張毒ぶどう酒事件は、一昨年、新たに証拠が開示されました。事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書です。15年前に請求した時には存在しないと回答した証拠が今回は、見つかったというものです。15年前とは再審開始決定が出された年です。この時にこの証拠を出していれば、奥西勝さんが生きている間に無罪が確定していたかもしれません。通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立上訴が許されていることです。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、一昨年12月には、最高裁がその決定を取り消し、審理を東京高裁へ差し戻すなど、無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、冤罪を晴らせないまま89歳で無念の獄死をとげられました。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定に逆らい、悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があるのは明白です。

このように、再審における①証拠開示制度の確立、②検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。それに加えて、大崎事件の最高裁の不当決定や布川国賠訴訟判決によって、③再審における手続きの整備の必要性が強く求められています。現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧

刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでもすでに、50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

- 一、再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示。
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止。
- 三、再審手続きの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和4年3月24日奈良県北葛城郡河合町議会。なお、可決の際は内閣総理大臣、法務大臣へ提出をさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。議員発議第3号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議員発議第3号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書は、可決されました。

◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第26、議員発議第4号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し唯一の戦争被爆国としての役割を求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。提出者の谷本昌弘議員の説明を求めます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 議員発議第4号 ロシアのウクライナへの…。

○議長（梅野美智代） 谷本議員、着席のままで良いです。

○13番（谷本昌弘） 議員発議第4号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し唯一の戦争被爆国としての役割を求める意見書。2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、武力を背景にした一方的な現状変更であり、明白な国連憲章と国際法への違反です。

戦争を悪としてきた国際社会の平和と秩序の根幹を揺るがす行為であり、断じて容認できません。

戦争により、ウクライナでは市民、子どもを含め数千人の人々が亡くなり、1,000万人をこえる人々が難民となり、今なお無差別攻撃に怯える様子に胸が痛みます。さらに、プーチン大統領が核兵器の使用も示唆していることに心が凍る思いです。核兵器の悲惨さを知る唯一の戦争被爆国として、非核平和宣言を謳っている河合町民として、核兵器の使用は絶対に許すことはできません。

よって、奈良県河合町議会として、ロシアのウクライナへの軍事侵攻と主権侵害に強く抗議し、すぐに軍を撤退させ、国際法に基づいた一刻も早い平和的解決を強く求めるものです。そして、日本政府におきましては、国際社会と連帯し、唯一の戦争被爆国として、「戦争やめよ、核兵器は絶対に使用しない」悲痛な思いをロシア政府と世界に強く発信していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月22日、奈良県北葛城郡河合町議会。

尚、可決の際は、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣へ提出いたします。

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決を行います。議員発議第4号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議員発議第4号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し唯一の戦争被爆国としての役割を求める意見書は、可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（梅野美智代） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する

る事項について閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。従って委員長からの申し出のとおり閉会中も継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。よって、令和4年第1回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 馬 場 千恵子